

2. 物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像の例

物品の表示部に表示される画像が、以下の（i）及び（ii）の要件を満たす場合のみ、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像と認められます。

（i）その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

（ii）その物品にあらかじめ記録された画像であること

（意匠審査基準 74.1.1 / 74.1.2 より）

- 1 意匠登録第 1538677号 再加熱用ステーション
- 2 意匠登録第 1539476号 貯油タンク用監視機
- 3 意匠登録第 1539759号 貯油タンク用監視機
- 4 意匠登録第 1543338号 携帯端末機

【登録番号】 意匠登録第 1538677 号

【出願日(出願基準日)】 2015.04.22

【分類】 C6-510 W

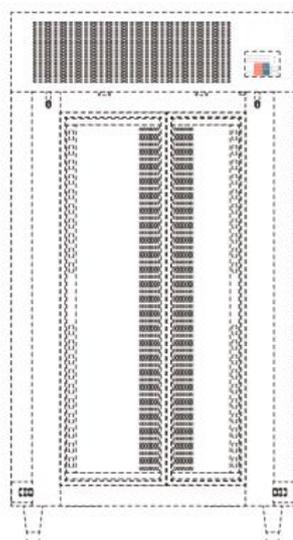
【意匠に係る物品】 再加熱用ステーション

【意匠に係る物品の説明】 本物品は、配膳車を合体させ、配膳車内の調理品の再加熱・冷却を行う。表示される画像は、配膳車内の加熱・冷却状態を示す画像である。

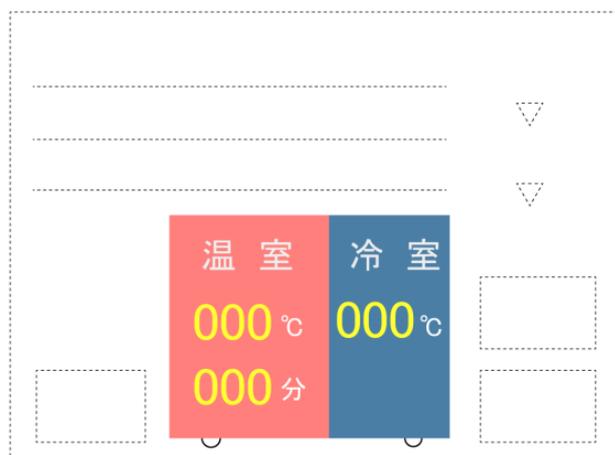
【意匠の説明】 表示部に表示される着色された画像部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。表示画像は、配膳車内の加熱・冷却状態を示すものであり、庫内の切り替えにより、表示内容が変化する。

【部分意匠】

【正面図】



【表示部の拡大正面図】



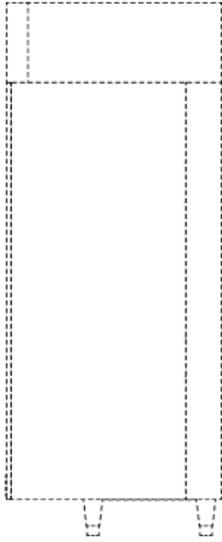
【変化した状態を示す表示部の拡大正面図】



【平面図】



【右側面図】



【登録番号】 意匠登録第 1539476 号

【出願日(出願基準日)】 2015.02.24

【分類】 H7-6242 W

【意匠に係る物品】 貯油タンク用監視機

【意匠に係る物品の説明】 本意匠に係る物品は、給油所等に設置された貯油タンクの使用状態を表示する表示器である。「正面図」及び「変化後の状態を示す正面図1~6」において、破線で示された2つの枠状部分のうち、内側の枠状部分は、この枠状部分の内側の画像表示部と、外側のそれ以外の部分との境界を示す。意匠登録を受けようとする部分は、画像表示部に表示される画像であって、貯油タンクの使用状態を示す画像である。「正面図」は、貯油タンク内に燃料油を荷卸しする前の状態を示し、「変化後の状態を示す正面図1~5」において黄色の円が徐々に大きくなることで荷卸しが進行していることを示す。「変化後の状態を示す正面図5」は、荷卸しが完了したことを示し、「変化後の状態を示す正面図6」は、荷卸し後の貯油タンクの状態を示す。

【意匠の説明】 「正面図」及び「変化後の状態を示す正面図1~6」において破線で表された部分以外の部分が部分意匠として登録を受けようとする部分である。底面図は平面図と、左側面図は右側面図と、各々同一に表れるので省略する。

【部分意匠】

【正面図】



【変化後の状態を示す正面図1】



【変化後の状態を示す正面図2】



【変化後の状態を示す正面図3】



【変化後の状態を示す正面図4】



【変化後の状態を示す正面図5】



【変化後の状態を示す正面図6】



【平面図】



【右側面図】



【登録番号】 意匠登録第 1539759 号

【出願日(出願基準日)】 2015.02.24

【分類】 H7-6242 W

【意匠に係る物品】 貯油タンク用監視機

【意匠に係る物品の説明】 本意匠に係る物品は、給油所等に設置された貯油タンクの使用状態を表示する表示器である。「正面図」及び「変化後の状態を示す正面図1～3」において、破線で示された2つの枠状部分のうち、内側の枠状部分は、この枠状部分の内側の画像表示部と、外側のそれ以外の部分との境界を示す。意匠登録を受けようとする部分は、画像表示部に表示される画像であって、貯油タンクの使用状態を示す画像である。「正面図」は、貯油タンク内の燃料油のレベルが上限に達したことを示し、「変化後の状態を示す正面図1」は、さらに警報を発した状態を示す。また、「変化後の状態を示す正面図2」は、貯油タンク内に水が浸入したことを示し、「変化後の状態を示す正面図3」は、さらに警報を発した状態を示す。

【意匠の説明】 「正面図」及び「変化後の状態を示す正面図1～3」において破線で表された部分以外の部分が部分意匠として登録を受けようとする部分である。底面図は平面図と、左側面図は右側面図と、各々同一に表れるので省略する。

【部分意匠】

【正面図】



【変化後の状態を示す正面図1】



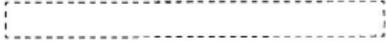
【変化後の状態を示す正面図2】



【変化後の状態を示す正面図3】



【平面図】

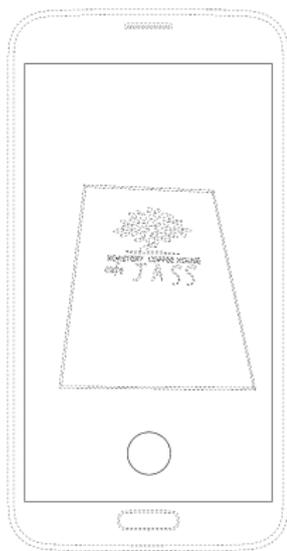


【右側面図】

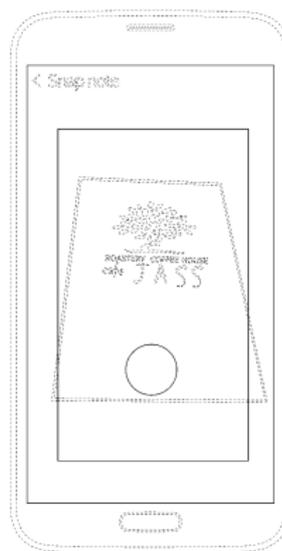


【登録番号】	意匠登録第 1543338 号
【出願日(出願基準日)】	2015.02.06(2014.09.02)
【分類】	H7-725 W
【意匠に係る物品】	携帯端末機
【意匠に係る物品の説明】	<p>本物品はカメラ等各種機能を有する携帯端末機である。「正面図」および「変化を示す正面図1」から「変化を示す正面図9」において表された画像は、カメラで撮影した被写体映像の台形歪み等の補正を行うための一連の画像である。「正面図」に示すように、レンズが被写体を捉えると表示下部にピント調節の円形が現れる。次に、「変化を示す正面図1」に示すように、映像の外枠を示す長方形が表示され、ピント調節の円形が画面中央へ移動する。さらに、「変化を示す正面図2」および「変化を示す正面図3」に示すように、実際に捉えた被写体の映像と、当該映像の角度等を調整した仮想映像とが併せて表示され、徐々に実際に捉えた被写体の映像が消える。その後、「変化を示す正面図4」から「変化を示す正面図8」に示すように、ピント調節の円形から現れた外円が放射状に拡大し仮想映像のピントが調節され、「変化を示す正面図9」へと順次変化し仮想映像が鮮明に示される。「変化を示す正面図9」は、仮想映像のピント調節が完了し、映像の補正が完了した状態を表す。</p>
【意匠の説明】	実線で表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。
【部分意匠】	

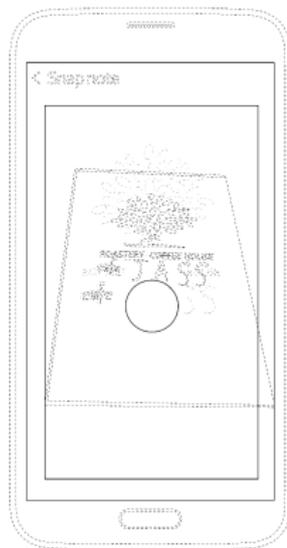
【正面図】



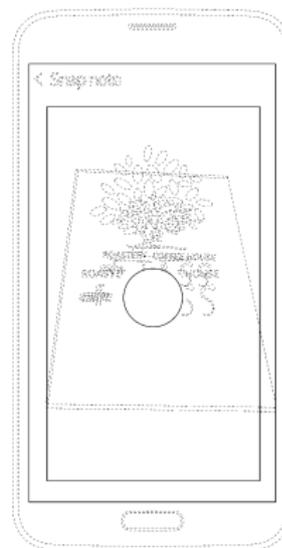
【変化を示す正面図1】



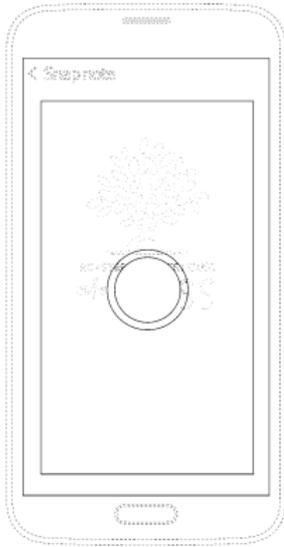
【変化を示す正面図2】



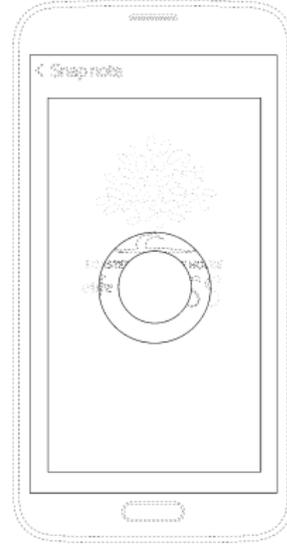
【変化を示す正面図3】



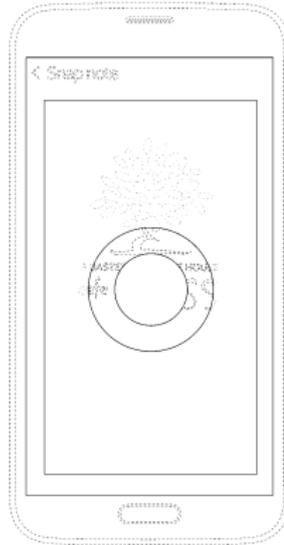
【変化を示す正面図4】



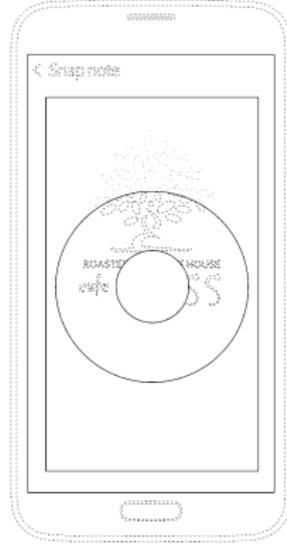
【変化を示す正面図5】



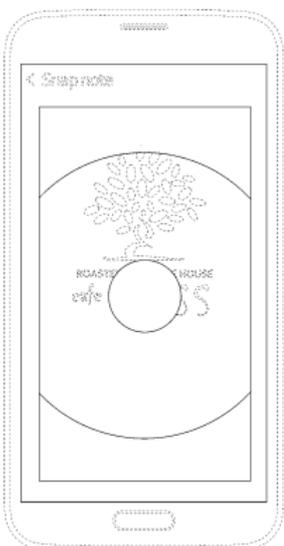
【変化を示す正面図6】



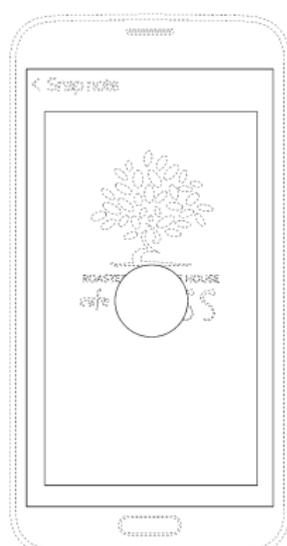
【変化を示す正面図7】



【変化を示す正面図8】



【変化を示す正面図9】



【右側面図】



【平面図】

